

居宅介護支援重要事項説明書

＜ 2025 年 4 月 1 日現在 ＞

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-399-3261（午前 8 時 30 分～午後 5 時まで）

担当 原山 瑞枝

※ご不明な点は、何でもおたずねください。

2. 東村山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所の概要

（1）居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	東村山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
所在地	〒189-0022 東京都東村山市野口町 1-25-15 東村山市地域福祉センター内
介護保険指定番号	1372700045
サービス提供地域	東村山市

（2）事業所の職員体制

職 名	資 格	職 員 数	業 務 内 容
管 理 者 主任介護支援専門員	社会福祉士	1 名（常勤・兼務）	総合調整・ケアプラン作成
介護支援専門員	介護福祉士	2 名（常勤・専従）	ケアプラン作成
介護支援専門員	介護福祉士	1 名（非常勤・専従）	
事務員		1 名（非常勤）	介護報酬請求事務等

（3）営業時間

平 日	午前 8 時 30 分～午後 5 時
-----	--------------------

※土・日・祭日及び 12 月 29 日～1 月 3 日は休業

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（1）お申し込み→サービス内容等のご説明→ご契約

（2）居宅サービス計画の作成

- ①面接等によって状態を把握し、生活に関するご希望などをお聞きします
- ②ご了解を得たうえで、主治医の意見書等の資料を取り寄せることがあります
- ③ご利用になる居宅サービスについてご相談し、介護保険適用の有無、利用料金などの情報提供を行い、サービス提供事業所を選んでいただきます
情報提供の際には、複数のサービス提供事業所を紹介することができます
また、居宅介護支援の公正中立性の確保を図る意味から前 6 か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具

貸与の各サービスの利用割合、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合をご説明いたします

- ④サービス提供事業所と連絡調整を行い、居宅サービス計画原案を作成します
ご希望がある場合、ご紹介したサービス提供事業所を居宅サービス計画原案に位置付けた理由についてもご説明いたします
- ⑤サービス担当者会議を開催し、提供されるサービス内容について確認します
- ⑥居宅サービス計画を確定し、サービス提供事業所との契約に関する必要な援助を行います

(3) 居宅サービス計画作成後の支援

- ①サービスが適切に提供されているかどうかのチェックを行います
- ②毎月、居宅サービス計画をお届けし、状態の変化などを確認いたしますので、お困りのことなどがあればご相談ください
- ③必要に応じて、居宅サービス計画の変更についてのご相談に応じます
- ④サービス開始後、ご入院された場合、入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名・連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします
- ⑤要支援・要介護認定の更新などの手続きを行います
- ⑥ご希望により、介護保険施設などの紹介等を行います
- ⑦介護サービスの内容や、利用に対する意見・苦情の受付や取り次ぎをします

4. 利用料

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、当事業所が保険給付を受けられない場合、1ヶ月あたり下記の金額をお支払いいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を市役所窓口に提出しますと全額払い戻しを受けられます。

区 分	単 位 数	金 額
要介護1・2	1,086単位	12,000円
要介護3・4・5	1,411単位	15,591円
初回加算	300単位	3,315円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	2,762円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	2,210円
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450単位	4,972円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600単位	6,630円
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600単位	6,630円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750単位	8,287円
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位	9,945円
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位	2,210円
通院時情報連携加算	50単位	552円

※上記の金額は、当事業所の所在地（３級地：東村山市）の１単位単価（11.05 円）で算定しています。

※初回加算は、新規に居宅サービス計画を策定した場合の他、要介護状態区分が２段階以上変更となった場合に適用されます

※入院時情報連携加算は、病院や診療所に入院する際に必要な情報を提供させていただいた場合に適用されます。（Ⅰ）は入院した日のうちに情報提供を行った場合、（Ⅱ）は入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合に適用されます

※退院・退所加算は、退院、退所にあたり病院等と必要な連携を取った際に適用されます。（Ⅰ）イは病院等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けた場合、（Ⅰ）ロは病院等から必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けた場合に適用されます。（Ⅱ）イは病院等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回以上受けた場合、（Ⅱ）ロは病院等から必要な情報の提供を２回受けており、うち１回はカンファレンスによる場合に適用されます。（Ⅲ）は病院等から必要な情報の提供を３回以上受けており、うち１回以上はカンファレンスによる場合に適用されます。いずれも入院又は、入所期間中につき１回を限度として適用されます

※緊急時等居宅カンファレンス加算は、病院や診療所の要請でその職員と共に訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合に適用となります。一月に２回まで適用させていただく場合があります

※通院時情報連携加算は、お客様が医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等にお客様の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等からお客様に関する必要な情報提供を受け、居宅サービス計画に記録した際に適用されます。一月に１回を限度に適用されます

※事業所において高齢者虐待防止措置が未実施の場合、業務継続計画が未策定の場合は、所定の単位数から 100 分の 1 に相当する単位数が減算となります

※当事業所の体制等により、上記の単位数・金額が変わることがあります

（２）交通費

東村山市にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問する際の交通費として、下記の金額をお支払いいただきます

電車・バスを利用した場合	交通費実費	
	事業所から片道おおむね 5 キロ未満	300 円
自動車を使用した場合	事業所から片道おおむね 5 キロ以上	500 円

（３）解約料

お客様は、解約したい日の 2 日前までに文書で申し出て頂ければ、一切料金はかかりません

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まず、お電話で申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、2日後に解約できます

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします

③双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了する場合

○お客様が亡くなられた場合および介護保険被保険者資格を喪失された場合

○お客様が当事業所のサービス提供地域以外へ転居したことにより、サービスの提供が困難になった場合

○お客様の要支援・要介護認定区分が、要支援1・2又は非該当（自立）と認定された場合

○お客様が要介護認定を取り下げて、事業対象者となられた場合

○お客様が介護保険施設等に入院・入所され、在宅生活に戻る見通しがたたない場合

④その他

○当事業所が正当な理由なく居宅介護支援を提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、お客様が文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます

○お客様やご家族が当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することによってすぐにサービスを終了させていただくことがあります

6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

東村山市社会福祉協議会は、高齢者の相談事業に取り組み地域型相談窓口として実績を積み重ねてまいりました。この実績を生かして、要介護高齢者等のケアプランを作成するにあたっては、①自立支援に向けた計画、②介護保険制度内だけでなくあらゆる社会資源を動員した計画を作成し、③地域社会の中で豊かに安心した生活が送れるような居宅介護支援を行います

(2) サービス利用のために

介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください。
調査（課題分析）の方法	全国社会福祉協議会方式等の様式を使用しています。

介護支援専門員への研修の実施	職場内外の研修に適宜参加します。
お客様のご都合により解約した場合の解約料	解約料はいただきません。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります

苦情受付担当者 原山 瑞枝 (介護保険係長)

電話 042-399-3261

(2) 苦情対応の手順

- ①苦情の解決は、「社会福祉法人東村山市社会福祉協議会苦情解決に関する要綱」に基づき対応いたします
- ②お客様の苦情は、苦情受付担当者がお受けいたします。申し出の方法は、「苦情申出書」、様式によらない文書、口頭でも受付いたします
- ③苦情受付担当者は、申し出の内容を苦情受付責任者に報告します
- ④苦情受付責任者は、申し出の内容を苦情解決責任者及び第三者委員に報告します
- ⑤苦情解決責任者は、お客様と申し出の内容を解決するため話し合いを行います
- ⑥第三者委員は必要に応じて解決策の調整と助言を行います
- ⑦苦情受付担当者は、苦情受付から解決、改善までの経緯と結果について記録します

(3) 苦情申立の窓口

当事業所以外に、下記の窓口に相談・苦情等を申し出ることができます

東村山市健康福祉部介護保険課

電話 042-393-5111 (代)

東京都国民健康保険団体連合会

電話 03-6238-0177 (介護相談窓口)

8. 秘密の保持

当事業所は、業務上知り得たお客様またはそのご家族の秘密を厳守いたします。お客様またはそのご家族の個人情報を用いる場合はその範囲を含め、あらかじめお客様およびご家族より文書にて同意をいただきます。なお、この秘密を保持する義務は、居宅介護支援の提供の契約が終了した後においても継続します

9. 緊急時の対応方法

居宅介護支援の提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせに基づいて定めた主治医、救急隊、親族、地域包括支援センター等の緊急連絡先へ連絡をいたします

10. 事故発生時の対応

当事業所がお客様に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにお客様のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所がお客様に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います

11. 虐待の防止について

当事業所は、お客様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます

① 虐待の防止に関する責任者を選任しています

虐待防止責任者	管理者・原山 瑞枝
---------	-----------

② 成年後見制度の利用を支援します

③ 苦情解決体制を整備しています

④ 従業者は、虐待防止を啓発・普及するための研修を受講しています

12. 感染症対策について

当事業所では、感染予防対策を徹底しながら居宅介護に努めます

(1) 介護支援専門員は、毎朝検温を行い、体調に変化がないか確認を行っています。当日、発熱や体調不良がある場合はお客様の安全を考慮し、訪問、面接の予定を変更させていただきます

(2) 訪問時、お客様に発熱がある等、体調が悪い場合には当日の面接等をお控えいただき、かかりつけの医療機関にご相談いただくようお願いいたします

(3) 介護支援専門員は、常にマスクを着用します。面接中は、お客様も原則的にマスクの着用をお願いします。但し、マスクの着用が体調に大きな影響を及ぼす場合は、その限りではありません。訪問中は、お部屋の換気にご協力ください

(4) 介護支援専門員は、外出先で手すり、ドアのノブ等をつかむような場面も多いことから常に消毒薬を携行し、活動中はこまめに手指消毒を行います

(5) 感染症の拡大状況によっては、法令に則りながら一部対面によらない方法で居宅介護支援を行う場合があります

(6) その他、感染予防に必要な安全対策を講じながら活動します

13. 業務継続計画の策定

当事業所では、業務継続計画を策定し、感染症や非常災害の発生時においても、サービスの継続的な実施や非常時の体制での早期の業務再開を図ることができるように努めます

(1) 事業所内で業務継続計画を周知し、研修及び訓練を行ないます

(2) 定期的に業務継続計画の見直しと変更を行ないます

14. 東村山市社会福祉協議会の概要

名 称	社会福祉法人 東村山市社会福祉協議会
代 表 者	会長 大原 喜美子
所 在 地	〒189-0022 東村山市野口町 1-25-15 東村山市地域福祉センター内
電 話 番 号	042-394-6333（代）
ファックス	042-393-0411
事 業 内 容	①東村山市中部地域包括支援センター ②東村山市基幹相談支援センター ③居宅介護支援事業・介護予防支援・介護予防ケアマネジメント ④訪問介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業 ⑤地域福祉権利擁護事業 ⑥ガイドヘルパー派遣事業 ⑦身体障害者等移送サービス事業 ⑧手話通訳者派遣事業

※当協議会で運営している社会福祉事業の一部です。上記以外にも東村山ボランティアセンターなど、幅広い事業を展開しています

事業者名 東村山市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
事業者番号 １３７２７０００４５
住 所 東京都東村山市野口町１－２５－１５
東村山市地域福祉センター内
代表者名 会長 大原 喜美子
説 明 者 介護保険係（ ） 印

上記内容の説明を受け、了承しました

年 月 日

利用者氏名 _____ 印

家族氏名 _____ 印
(続柄)

代理人氏名 _____ 印
(利用者との関係)